

○荒尾市いじめ防止対策審議会の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、荒尾市いじめ問題対策連絡会議等条例（平成26年条例第30号）第14条に基づき、荒尾市いじめ防止対策審議会の会議の公開について基本的な事項を定めるものとする。

(会議開催の事前公表)

第2条 会議の開催日時、開催場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続、その他必要な事項を事前に公表するものとする。

(会議の公開)

第3条 会議の審議内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、会議は公開するものとする。

- (1) 荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号）第7条の各号の規定に該当すると認められる情報について審議調査等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害され、議事運営に支障が生じると認められる場合

2 議長は、会議の開催時又は会議の途中において、前項各号に掲げる事項について審議をするおそれが生じるとき又は、委員等からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の一部又は全部を非公開とすることを、会議において決するものとする。

3 議長は、前項の規定により非公開とする場合には、傍聴人に対し理由を説明するものとする。

(会議録等の公表)

第4条 会議を開催したときは、議事録及び議事摘録を作成するものとする。

2 前条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、会議資料及び議事摘録は公開する。なお、公開にあたっては、個人情報の保護に留意するものとする。

(会議の傍聴)

第5条 傍聴人の定員は5人とし、会場に傍聴席を設けるものとする。ただし、報道関係者については、定員の人数に含まないこととする。

2 傍聴を希望する者は、会議の当日、開会時刻15分前までに傍聴申込書（様式）に必要事項を記入の上、申し込まなければならない。

3 傍聴を希望する者の数が、定員を超えるときは、先着順により決定する。ただし、先着順により難しい場合は、抽選によることができる。

(傍聴時の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。但し、報道関係者については、本規定は適用せず、撮影については、議長の許可した範囲内において認める。

- (1) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) 議長の許可なく、会議の様相を写真、テレビ等の撮影又は、録音をしないこと。
- (4) 傍聴するに当たり、議長又は事務局職員の指示に従うこと。
- (5) その他、会議の秩序を乱し、又は会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合は、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会議が非公開と決せられたとき。
- (2) 傍聴人がこの要領に違反し、議長が退場を命じたとき。

附 則

この要領は、平成27年1月30日から施行する。

傍 聴 申 込 書

第 回荒尾市いじめ防止対策審議会の傍聴を申し込みます。

（フリガナ） 傍聴希望者氏名	
住 所	
電話及びFAX番号	
備 考	

※ ご記入いただいた個人情報については、傍聴人決定等の会議の円滑な運営のために使用させていただき、この目的以外で利用させていただくことはございません。